

(様式 9)

特定外来生物の防除の認定申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る（☐確認／☒認定）を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（☐第 18 条第 1 項／☒第 18 条第 2 項）の規定により、次のとおり申請します。

滋 外 水 協 6 号
平成 2 6 年 6 月 2 0 日

近畿地方環境事務所長 様

滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1
琵琶湖外来水生植物対策協議会
会長 廣脇 正機 印

1. 申請の種類	☐ 確認(法第 18 条第 1 項) / ☒ 認定(第 18 条第 2 項) ☒ 新規 / ☐ 申請内容変更			
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類	ルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ） ギウムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ） アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ） ミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）		
	2) 区域	滋賀県内全域		
	3) 期間	防除の認定を受けた日～平成 33 年 3 月 31 日（仮）		
	4) 目標	生態系に係る被害の防止を図るためにルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ）、ギウムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）、アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）、ミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）による被害の状況に応じて影響の低減を図るものとする。		
	5) 防除の方法	添付の防除実施計画書のとおり、調査、採取、防除により採取した個体の処分、モニタリングを行う。 （捕獲等をした特定外来生物の取扱い： ☒ 飼養等 / ☒ 殺処分）		
3. 添付図面等	☒ 区域図、 ☒ 防除実施計画書、 ☒ 定款又は寄付行為（協議会規約及び会計処理規程） ☐ 申請者の略歴を示した書類、 ☐ 過去 3 年間の活動実績を記載した書類			
4. 備考				
担当者連絡先 （本申請に係る担当者情報を記載）	氏名	角川 裕一	所属・役職	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 主任主事
	住所	滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1		
	電話番号	077-528-3483	電子メールアドレス	dg00@pref.shiga.lg.jp

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）を入れること。

1. 申請の種類

申請の内容に応じて、確認又は認定のいずれかを選択すること。また、新規又は申請内容変更のいずれかを選択すること。

2. 防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載すること。

- 1) 特定外来生物の種類：防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名（和名が存在しない場合は学名のみ）を記載すること（複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載すること。）。
- 2) 区域：防除を行う区域について、具体的に記載すること。
- 3) 期間：防除を行う期間について記載すること。
- 4) 目標：防除の目標について記載すること。
- 5) 防除の方法：防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて飼養等又は殺処分のいずれかを選択すること。

3. 添付図面等

区域図については、適正な縮尺のものとする。なお、定款又は寄付行為及び過去3年間の活動実績を記載した書類については、防除の認定の際にのみ添付するものとする。また、個人が防除の認定の申請を行う場合は定款又は寄付行為の添付は不要とする。

4. 備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。

1 防除の実施者

琵琶湖外来水生植物対策協議会（構成員は別紙のとおり）

2 防除対象の特定外来生物

ルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ）
ギウムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）
アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）
ミュリオフュルム・アクアティクム（オオフサモ）

3 防除を行う区域

滋賀県内全域

4 防除を行う期間

認定を受けた日から平成 33 年 3 月 31 日

5 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るためにルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ）、ギウムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）、アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）、ミュリオフュルム・アクアティクム（オオフサモ）による被害の状況に応じて影響の低減を図るものとする。

6 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

一、防除の方法

イ 調査

防除の実施と並行して可能な限り詳細な生育状況および被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

ロ 採取

琵琶湖岸等に生育している当該種の個体について、引き抜きや刈り取り等により駆除を実施する。なお、防除の対象となる生物以外の希少種等の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

ハ 防除により採取した個体の処分

採取した個体は、焼却、堆肥化、埋設等、適切に処分する。

また、乾燥の際にはネットで覆う、運搬の際には固定したビニールシートで覆う、個別に袋詰めを行う等の方法で、運搬中の散逸や飛散が起らないよう、適切に対処する。

乾燥場所において採取した個体を放置し乾燥させる際には、未舗装の地面には直置きせずにビニールシートを敷く等の処置をして、個体の根付きを防止するとともに、乾燥中に散逸や飛散のないよう、定期的な見回り等、十分な配慮を行う。

なお、当該種の生態解明を目的として当該種を飼養することも検討する。飼養する際には、外来生物法に基づく学術研究等の飼養許可を取得し、飼養終了後は適切に処分するものとする。

ニ モニタリング

必要に応じて生育状況および被害状況をモニタリングし、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二、関係法令の遵守

防除の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

7 防除の従事者に関する事項その他の法第 11 条第 2 項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

- ① 琵琶湖での当該種の生育面積の急速な拡大によって、在来生態系や漁業への深刻な被害が顕在化したことから、滋賀県・関係自治体・関係団体による当協議会が設置され、共通認識の元で

協議会として防除を実施する事が決定した。

- ② 当協議会へは、当該種が生育する湖岸の自治体も参画しており、防除区域内の土地所有者、管理者との調整も自治体を通じて図られる。
- ③ 当協議会は、構成機関及び国からの交付金によって運営し、防除実施計画を実施する。
- ④ 防除の従事者は、当協議会の構成員および当協議会からの駆除委託を請け負う者または市民活動等により駆除活動を行う者とし、協議会事務局が管理する。防除の実施にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯することとする。また、事務局は従事者にその都度防除に関する具体的な方法を指示するとともに、不適切な処置や個人的な持ち帰り等のないよう指導する。
- ⑤ 従事者の台帳については別添様式にて作成し、事務局が管理する。また、台帳については防除の期間中、従事者を把握できるように適切に保管し、毎年度、構成機関を通じて意思確認を行った上で更新する。

8 モニタリング

自治会等地域住民からの聞き取り調査、目撃情報及び協議会構成機関が行う生育調査等から生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の効果を点検すると共に、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

9 普及啓発

防除実施に当たり、地域住民への広報を行う。また、当該種の基礎知識、被害予防策等の普及啓発を行う。

(様式)

琵琶湖外来水生植物対策協議会
防除従事者台帳

[illegible]